

平成27年度 入札・契約制度改正について

平成27年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正概要は次のとおりです。

高知県土木部

1 工事費内訳書の提出対象の拡大

入契法(※1)の改正を受け、県発注のすべての建設工事の入札において、入札時に工事費内訳書の提出が必要になります。

請負対象金額		記載事項
2,500万円以上		内訳として「工種、種別、細別」の金額を記載
1,000万円以上 2,500万円未満		内訳として「工種、種別」の金額を記載
新設①	500万円以上 1,000万円未満	内訳として「工種、種別」の金額を記載 ※平成26年度の改正で実施予定としていたもの
新設②	500万円未満	内訳として「工種」の金額を記載 ※記載不備は失格としない(平成27年度限り)

(※1)公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律

2 施工体制台帳の作成・提出義務の拡大

入契法の改正を受け、県発注工事で下請契約を締結するものでは、施工体制台帳の作成・提出を義務化します。

(現在)
特定建設業者が元請けとなる、
下請契約額3,000万円以上
(建築一式は4,500万円以上)
の工事



【改正】
下請契約を締結するすべての
工事で作成・提出を義務化
・一般建設業者が行う下請契約も対象

3 予定価格の事後公表範囲の拡大

予定価格を「事後公表」とする工事等の範囲を拡大します。

(現在)
①請負対象金額2,500万円以上の
建設工事
②委託対象金額2,000万円以上の
建設コンサルタント業務その
他の委託業務



【改正】
①請負対象金額1,000万円以上の
建設工事
②委託対象金額1,000万円以上の
建設コンサルタント業務その他
の委託業務

4 社会保険等未加入対策の実施 (平成27年10月実施予定)

社会保険等(健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法)への加入を促すため、受注者は、社会保険等の加入義務を有しながら未加入である業者との一次下請契約を締結してはならないこととします(※2)。また、契約後に未加入が判明しその状態が継続する場合には、発注者が受注者に対し制裁金を課す等の措置を取ることができるものとします。(建設工事請負契約書に規定します。)

【対象工事】	一次下請契約に係る請負代金の総額が <u>3,000万円以上</u> (建築一式は <u>4,500万円以上</u>)の工事
【施行時期】	平成27年10月1日以降に入札公告を行う対象工事

(※2)社会保険等加入義務のない一次下請業者との下請契約については適用されません。

5 総合評価方式の評価基準の変更

総合評価方式の一般競争入札において、総合評価の基準の一部を改めます。

項目	【改正】	
①優良工事表彰の有無 (企業評価・配置予定技術 者評価とも)	土木事務所等の「所長 賞」を評価対象に追加 (平成26年度以降分)	所長賞1回 2.5点 所長賞2回以上 5点
	評価対象期間の見直し (※28年度予定)	27年度:過去7年間 →28年度以降「過去5年間」に短縮予定
②継続学習制度(CPD)へ の取組 (配置予定技術者評価)	・「推奨単位の8/10以 上」を新設	推奨単位の 8/10以上 10点
	・配点を見直し	〃 5/10以上8/10未満 7.5点
		〃 3/10以上5/10未満 5点
		〃 1/10以上3/10未満 2.5点

6 独禁法の遵守に係る誓約書の特例の継続

7 現場代理人の常駐義務緩和の継続

平成26年度の取扱いを継続します。

施工体制台帳の作成・提出について

平成27年4月1日以降に契約した下請契約を行うすべての工事について、施工体制台帳の作成・提出が義務化されました。

下請契約の総額	平成26年度	平成27年度
3千万円以上		作成・提出 → 必要
	作成・提出 → 必要	
3千万円未満		作成・提出 → 必要
	作成・提出 → 必要なし	

施工体制台帳に記載すべき下請業者の範囲は、「建設工事の請負契約」に該当する全ての請負業者です。一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も対象となります。（建設業の許可を受けていない者を含む。）

なお、建設工事の請負契約に該当しない「交通整理、場内警備、警戒船、運搬のみ、調査業務等」場合は、作成する必要はありません。